

## 福岡県公報

令和6年10月8日  
第537号

## 目次

## 告示（第633号 - 第641号）

- 道路の供用の開始（道路維持課）……………1
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知（農山漁村振興課）……………1
- 保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示（農山漁村振興課）……………1
- 保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示（農山漁村振興課）……………2
- 道路の区域の変更（道路維持課）……………2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知（農山漁村振興課）……………2
- 保安林の所在場所等（農山漁村振興課）……………3
- 保安林の所在場所等（農山漁村振興課）……………3
- 保安林の所在場所等（農山漁村振興課）……………4

## 公 告

- 競争入札参加者の資格等（総務事務厚生課）……………4
- 一般競争入札の実施（教育庁施設課）……………6
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）……………8
- 特定農業用ため池の指定の解除（農村森林整備課）……………8
- 特定農業用ため池の指定（農村森林整備課）……………9
- 土地改良区の役員の就任及び退任（農村森林整備課）……………9
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示（税 務 課）……………10
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示（税 務 課）……………10

## 議 会

- 福岡県議会議会運営委員会の答申について（議会議務局調査課）……………10

## 告 示

## 福岡県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年10月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	500号	小郡市小郡1511番1先から 小郡市小郡1516番8先まで

## 福岡県告示第634号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除予定保安林の所在場所  
朝倉市秋月野鳥字大休834の9から834の17まで・字本谷844の38・844の40・844の43から844の46まで・844の53・844の57から844の75まで（以上35筆国有林）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
指定理由の消滅

## 福岡県告示第635号

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和6年9月福岡県

告示第569号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する北九州市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

北九州市役所

中村 竹次郎、西村 熊藏、西尾 常藏、節丸 彦次郎、岸本 種藏、末永 峯藏、内田 喜久七、宮本 類藏、小崎 島吉、石井 又藏、西村 弥作、節丸 嘉吉郎、末永 辰藏、福寿総業株式会社、交洋工業株式会社、岡原 忠弘、綿貫 雅代、磯部 平一、園本 梅吉、江口 善六、谷岡 秀雄、瀬藤 真人、瀬藤 博憲、山口 敏昭、出畑 市次郎、久禮 藤吉、門司金融無盡株式会社

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知を受けたこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年9月福岡県告示第569号によること。

**福岡県告示第636号**

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知(令和6年9月福岡県告示第570号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する北九州市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

北九州市役所

青木 弥右エ門、青木 佐司馬、白石 君子、青木 文藏、大塚 俊之助、大塚

貢、青木 助藏、大塚 市太郎、青木 爲藏

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知を受けたこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年9月福岡県告示第570号によること。

**福岡県告示第637号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田 川	国 道	322号	前	田川郡川崎町大字田原1050番1先から 田川郡川崎町大字田原1110番1先まで	25.2 ～ 38.9	250.0
			後	田川郡川崎町大字田原1050番1先から 田川郡川崎町大字田原1110番1先まで	25.2 ～ 87.5	250.0

**福岡県告示第638号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字榊田字トヲボシ田415・423・424の1から424の3まで・432の1・434の1・435(以上8筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第639号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所  
糸島市志摩小富士字大谷2183・2249・2274・2284の2・2285・2288（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大谷2183・2249・2274（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第640号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所  
豊前市大字中川底697の1
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 福岡県告示第641号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 保安林の所在場所

豊前市大字上川底1617の1

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上川底1617の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

教職員用パソコン賃貸借契約

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第 10 号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第 11 号）及び確認資料
- キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の 12 月 31 日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第 4 号）
- ケ 営業概要表（様式第 5 号）

- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（460 円切手を貼付した長形 3 号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和 6 年 10 月 28 日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7 年 10 月末日までとする。

#### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 7 年 7 月中に実施する福岡県競争入札

参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 契約事項の名称

教職員用パソコン賃貸借契約

#### (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

#### (3) 契約期間

令和7年3月1日から令和14年3月31日まで

#### (4) 履行場所

入札仕様書による。

### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウン

ロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和6年11月18日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA、A
05	02	電気通信機器	AA、A
13	08	リース・レンタル	AA、A

#### (2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

#### (3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

#### (4) 納入しようとする物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者に令和6年11月8日（金曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問い合わせ先

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）

（FAX）092-641-2934

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

#### (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

#### (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課（県庁行政棟4階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）

（FAX）092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和6年10月8日（火曜日）から令和6年10月30日（水曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。（ただし、令和6年10月30日（水曜日）のみ午前9時00分から午後3時00分まで交付する。）

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和6年11月18日（月曜日）午後3時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階 教育庁ミーティングルーム

(2) 日時

令和6年11月18日（月曜日）午後3時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達

しない入札

- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申し立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter

Leasing and maintenance of computer systems for use in public school staff in Fukuoka Prefecture

- (2) Time Limit of Tender :  
3 : 00 P. M. on November 18, 2024
- (3) Contact Point for the Notice :  
Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office  
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan  
TEL 092 - 643 - 3880

---

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市土穴三丁目84番4から84番6まで、85番6から85番9まで、85番11、86番3、211番1から211番3まで、235番1及び236番2並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
宗像市土穴三丁目5番11号  
花田 務

---

#### 公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池のうち、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎



特定農業用ため池の名称	所在地	解除年月日
向畑池	糟屋郡新宮町大字三代字向畑1057番地	令和6年9月25日
大師溜池	飯塚市佐與字大師2611	令和6年9月25日
平原	飯塚市横田字平原635-1	令和6年9月25日
徳楽上池	鞍手郡鞍手町大字八尋字徳楽75	令和6年9月25日
裏田池	不明 ただし、鞍手郡鞍手町大字室木字浦田614、615又は616の一部	令和6年9月25日
山田池	鞍手郡鞍手町大字新北字山田1803	令和6年9月25日
花宗溜池	八女市黒木町本分字犬山4300-2外	令和6年9月25日
不日見甲池	八女郡広川町大字水原字不日見4263番地	令和6年9月25日
不日見乙池	八女郡広川町大字水原字不日見4254番地	令和6年9月25日

### 公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	指定年月日
七股池	福津市手光2476-1	令和6年9月25日

### 公告

善導寺土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 退任理事

氏名	住所
飯田 強子	久留米市善導寺町飯田1248番地1
馬田 洋	久留米市善導寺町飯田840番地
吉田 勲	久留米市善導寺町与田842番地
吉田 直幸	久留米市善導寺町与田337番地
森光 力	久留米市善導寺町木塚629番地5
甲 義則	久留米市善導寺町木塚606番地
原 英司	久留米市善導寺町木塚1700番地2
森光 徳太郎	久留米市善導寺町木塚1884番地
小屋松 寿	久留米市善導寺町木塚1403番地1

### 2 退任監事

氏名	住所
坂井 雄二	久留米市善導寺町与田521番地
甲 政理	久留米市善導寺町木塚884番地1

### 3 就任理事

氏名	住所
樽海 巧	久留米市善導寺町飯田1115番地3
馬田 洋	久留米市善導寺町飯田840番地
吉田 義政	久留米市善導寺町与田838番地
原口 剛	久留米市善導寺町与田367番地
田中 貞博	久留米市善導寺町木塚746番地

高尾 晃幸	久留米市善導寺町木塚968番地1
田中 信義	久留米市善導寺町木塚1496番地
森光 英仁	久留米市善導寺町与田525番地13
小屋松 康朗	久留米市善導寺町木塚1312番地3

## 4 就任監事

氏 名	住 所
秋吉 亜希子	久留米市善導寺町与田13番地1
中垣 勝昭	久留米市善導寺町木塚756番地6

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年福岡県規則第7号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 意見を募集しなかった理由

納付すべき金銭について定める条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

令和6年10月8日

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県宿泊税条例施行規則（令和元年福岡県規則第29

号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

令和6年10月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 意見を募集しなかった理由

納付すべき金銭について定める条例の施行に関し必要な事項を定める規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

令和6年10月8日

## 議 会

議会が管理する公文書の開示等に関する規程（平成13年7月福岡県議会告示第2号）第2条第1項の規定により福岡県議会議長から諮問された審査請求について、次のように答申したので、同規程第10条の規定に基づき、その内容を公表する。

令和6年10月8日

福岡県議会議会運営委員会委員長 野原 隆 士

## 1 答申した日

令和6年9月25日

## 2 諮問された事案

令和6年6月24日付け6福議調第316号

## 3 答申

別記のとおり

別記

諮問事案 令和6年6月24日付け6福議調第316号

答 申

## 1 議会運営委員会の結論

福岡県議会（以下「実施機関」という。）が、福岡県情報公開条例（平成13年福岡

県条例第5号。以下「情報公開条例」という。)第6条第1項の規定に基づく開示請求に対し令和6年6月12日付け6福議調第287号で行った公文書非開示決定(以下「本件決定」という。)は、妥当である。

## 2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

### (1) 審査請求に係る対象文書

審査請求書には、「同封の記事(2024.5.9西日本新聞朝刊)に関する刑事告発関係書類(告発文および関係書類一式)」と記載され、令和5年4月実施の福岡県議会議員選挙に際し特定の候補者を中傷した疑いで福岡県議会の議長が行った刑事告発に関する記事が添付されている。

このことから、審査請求に係る対象文書(以下「本件文書」という。)は、当県議会議長が令和5年9月26日付けで福岡県警察本部長あてに提出した告発状及びその添付書類であると特定できる。

### (2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書は、捜査・公訴等に関する情報であり、公にすることにより捜査や公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあること及び「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」(以下「ハラスメント条例」という。)第8条第1項の規定により公にすることができないと認められる情報に該当することを理由として、情報公開条例第11条第2項の規定により本件決定を行った。

## 3 審査請求の趣旨及び経過

### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取り消しを求めるというものである。

### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、実施機関に対し、令和6年5月28日付け(開示請求書の日付は5月25日とされているが郵便により5月28日に到達)で本件文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和6年6月12日付けで本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、本件決定を不服として、令和6年6月13日付けで実施機関に対

し審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和6年6月24日付けで、当委員会に諮問した。

オ 実施機関は、令和6年7月19日付けで弁明書を当委員会に提出し、当委員会は、同日付けで当該弁明書の写しを審査請求人に送付した。

カ 審査請求人から、実施機関の弁明書に対する意見書として、「2024年7月19日付けの通知(審査請求却下)に対する反論と公開質問状」なる文書(以下「意見書」という。)が、令和6年7月23日付けで当委員会に提出された。

## 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件決定は、情報公開条例第1条に定める「県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を県民に説明する責務を全うするようにし、県民の県政への参加のより一層の促進を図るとともに、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的とする」に違反し、審査請求人の知る権利を侵害している。

(2) 非開示決定の根拠とされている「捜査への支障」については、検察の捜査が終わり不起訴処分が決定したことでその根拠は無くなっており、捜査への支障はない。

(3) 情報公開条例第12条第1項は「開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない」としており、開示請求があった日から15日以内であれば6月11日までに決定がなされるべきところ本件決定は6月12日に行われている。情報公開条例に定める決定期限に違反した本件決定は無効である。

(4) 上記のほか、審査請求人は、意見書において、開示請求の目的を、本件文書による刑事告発は、ハラスメント条例を拡大解釈するものであり、これを放置すれば「県議会や県議員に対する問題提起や疑問を許さない」ことになる等と説明するとともに、「県政および議会運営に関わる質問事項」を列記し、これを「公開質問状」とする旨も記載している。

なお、意見書には、本件文書による刑事告発に係る県議の実名が記載されているが、これは、審査請求書及び添付の新聞記事、本件決定、弁明書等のいずれにも記載されていない情報である。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で主張している内容は、次のとおりである。

### (1) 知る権利の侵害等について

ア 本件文書には、ハラスメント条例に基づいて当県会議長に対し相談があったハラスメント行為に関し、その相談内容に関する情報、相談員たる弁護士等が行った調査に関する情報（証人の証言、証拠等）並びに告発事実及びその根拠となる事実や証拠に関する情報が全編にわたり記載されている。

そして、本件開示請求が行われた時点において、本件文書は福岡県警察本部長により受理され、さらに捜査書類とともに福岡地方検察庁に対し書類送検されていた。

イ したがって、まず、開示請求の時点において、本件文書が全体として情報公開条例第7条第1項第6号に規定する「公にすることにより、捜査や公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当することは明らかである。

また、本件文書で告発された犯罪は、その後、諸般の事情を考慮して不起訴とされた旨の報道がされているが、本件文書には、被疑事実が証拠とともに記載され、関係者の証言等や不起訴とされた事件以外の不法・不当な行為に関する事実も記載されている。したがって、現時点においても、本件文書を公にすれば、被疑者その他の関係者に対する誹謗中傷行為の発生など、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると思料する。

ウ 次に、ハラスメント条例は、第8条第1項で相談内容に関する事項を公にしてはならないと規定している。したがって、ハラスメント条例に基づく相談内容を記載した本件文書が、全体として情報公開条例第7条第1項第7号に規定する「法令等の規定により公にすることができないと認められる情報」に該当することも明らかである。

エ 情報公開条例は、第1条において、審査請求人が引用するとおりの目的を規定するとともに、第7条第1項で原則開示義務を規定している。しかし、同時に、非開示にすることが私人の権利利益や公益の保護のために必要な場合があることを踏まえ、例外的に非開示とすべき事項も定めている。これは、国の情報公開法

や海外の情報公開法でも採用されている枠組みであり、非開示情報を開示することは禁じられている。本県の情報公開条例においても、第7条第1項各号に非開示情報を規定しており、本件決定は、この非開示情報に関する情報公開条例の規定を正しく適用して行われたものである。

オ したがって、本件決定には何ら条例違反はなく、違法でも審査請求人の知る権利を侵害するものでもない。

### (2) 開示決定等の期限について

ア 一般に、法令に定める期限には、当該法令に特段の定めがない限り、期間計算に関する民法第140条の規定（初日不算入の原則）が適用されることから、情報公開条例の規定に基づく期間や期限の計算についても当該民法の規定が適用される。

イ 本件開示請求は令和6年5月28日に実施機関で受け付けているので、初日である令和6年5月28日を算入せず翌日の29日から15日以内、すなわち、5月29日から15日目となる6月12日までに開示・非開示の決定を行えばよいことになる。したがって、6月12日に行われた本件決定は情報公開条例に違反していない。

## 6 議会運営委員会の判断

### (1) 知る権利の侵害について

情報公開条例は、第1条においてその目的を規定するとともに、第7条第1項で原則開示義務を規定している。そして、同時に、私人の権利利益や公益の保護のために非開示とする必要がある場合などがあることを踏まえ、例外的に非開示とすべき事項を定めている。実施機関は、本件文書の内容が情報公開条例第7条第1項各号に定められた非開示情報に該当するか否かを判断の上、その理由を付して本件決定を行ったものであり、その点において、審査請求人の知る権利を侵害するものではないことは明らかである。

当委員会では、そのことを踏まえた上で、本件文書の内容が各非開示情報に該当するか否かについて検討し、次のとおり判断する。

### (2) 情報公開条例第7条第1項第6号該当性について

本件文書は、審査請求人の開示請求の時点において、福岡県警察本部長による受理を経て捜査書類とともに福岡地方検察庁に書類送検されていたことが認められる

。したがって、情報公開条例第7条第1項第6号に規定する「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当していたことは明らかである。

また、審査請求人は「検察の捜査は終わり、不起訴決定が確定したことで、その根拠はなくなった」と主張し、確かに、審査請求の時点では本件文書で告発された犯罪は既に不起訴とされていた。しかし、上記5の(1)のイで摘示されている情報が全編にわたり記載された本件文書を開示すれば、告発に係る被疑者やその他の関係者が誹謗中傷の対象となるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の説明には合理性があり、正当と認められる。

(3) 情報公開条例第7条第1項第7号該当性について

情報公開条例第7条第1項第7号は「法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」を非開示とする旨規定しており、法律等には条例も含まれる。

実施機関が5(1)のアで述べているとおり、本件文書はハラスメント条例に基づき当県議会議長に対し相談があった事案に関するものであり、ハラスメント条例の第8条第1項は、相談内容に関する事項を公にしてはならない旨規定している。したがって、本件文書が情報公開条例第7条第1項第7号に該当することも明らかである。

(4) 開示決定等の期限について

開示決定等は「開示請求があった日から15日以内にしなければならない」との情報公開条例第12条第1項の規定について、請求を受理した当日を15日間の初日に算入するか否かの点で実施機関と審査請求人の解釈は異なっている。

しかし、一般に、法令に定める期限には当該法令に特段の定めがない限り期間計算に関する民法第140条の規定（初日不算入の原則）を適用するとされ、条例は、この法令に該当する。

したがって、情報公開条例の規定に基づく期間や期限の計算についても当該民法の規定が適用されることになり、本件開示請求を実施機関が受け付けた令和6年5月28日は算入せず、5月29日から15日目となる6月12日が開示決定等の期限という

ことになる。

よって、6月12日に行われた本件決定は情報公開条例に何ら違反していないことは明らかである。

(5) 審査請求人によるその他の主張について

上記4(4)で述べた意見書に記載された審査請求人の各主張は、いずれも、ハラスメント条例及び本件文書による刑事告発に対する不満や議会運営一般に関する審査請求人の独自の見解を述べるものに過ぎず、本件決定の当否とは何らの関係も認めることができない。

したがって、当委員会は、これらの主張を本答申の対象から除外した。

(6) 結論

以上の理由により、「1 議会運営委員会の結論」のとおり判断する。